

平成30年度における 子ども未来部の主な取り組みについて (平成30年3月20日時点案)

- 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援(少子化対策)
- 次期未来プランの策定

平成30年度 子ども未来部の主な取り組みの概略について

【重点的な取り組み】※新規・拡充要素

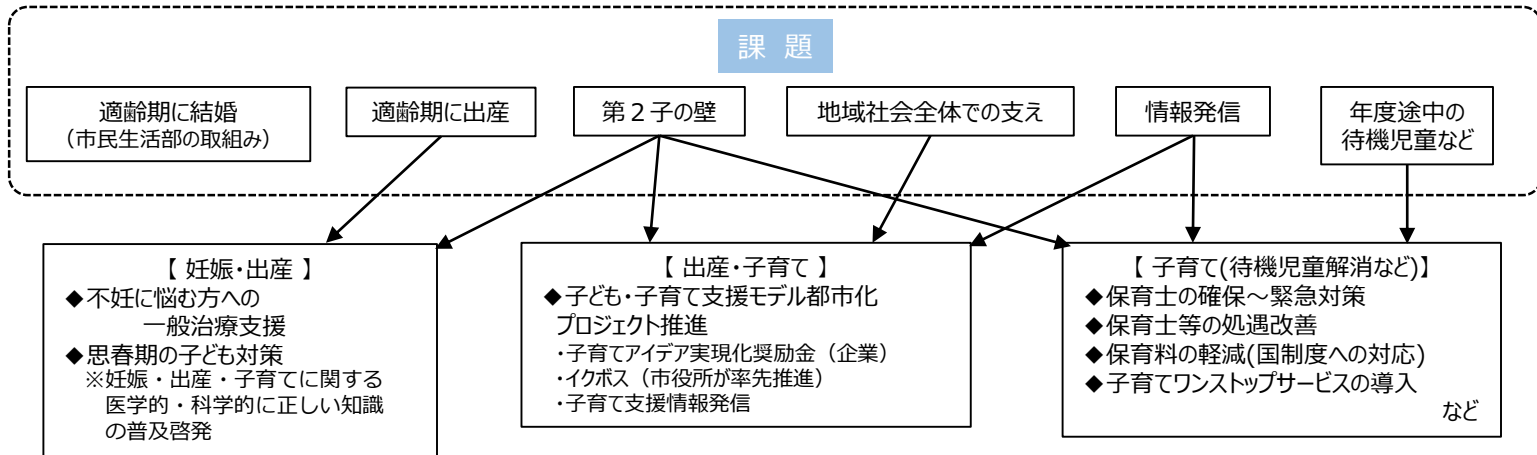
- 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援（少子化対策）
- 次期未来プラン策定開始



【取り組みの内容】

●妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援（少子化対策）

※佐世保市まち・ひと・しごと創生総合戦略が後半戦を迎える中、出遅れ感が見られる人口減少対策に直結し、大きく寄与する分野（基本目標Ⅲ：多様なライフスタイルにあわせた結婚・出産・子育ての希望をかなえる）への取り組みにあたり、必要なテコ入れ（補強）を戦略的に実施します。



●次期未来プランの策定

※平成32年度を始期とする次期「させぼっ子未来プラン（仮称）」を策定します〔平成30～31年度〕。

- ・平成30年度は次期プランの策定に向けて、各種実態調査等を行います。
 - ①教育・保育の量の見込み及び確保方策の検討
 - ②地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策の検討
 - ③子どもの生活の実態調査（子どもの貧困関係）及び調査結果の分析、方向性の検討
 - ④情報収集（国における幼児教育・保育の無償化に係る動向、県ひとり親家庭アンケート調査等）



【 妊娠・出産の希望をかなえる支援 】

① 思春期の子ども対策（拡充） ～妊娠・出産・子育てに関する医学的・科学的に正しい知識の普及啓発

若い世代が早い段階で妊娠・出産・子育てに関する正しい知識を身につけることにより、将来の理想的なライフプランを考えるきっかけづくりを行います。

<取り組みの内容>

- ・市内の高校生・大学生を対象とした「妊娠・出産・子育てに関する医学的・科学的に正しい知識」に係る講座の参加者（年間約1,500人）へパンフレットを配布し、普及啓発を行います。

② 不妊に悩む方への一般治療支援（新規）

一般不妊治療のうち人工授精（医療保険適用外）に要する費用の一部を助成し、不妊に悩む方の経済的負担の軽減を図ります。

<取り組みの内容>

- ・対象者 不妊に悩む夫婦
- ・助成内容 医療費の本人負担額1/2に対して、年間5万円を限度に助成する。
- ・所得制限 夫婦の前年の所得合計額730万円未満（特定不妊治療費助成に準じて）



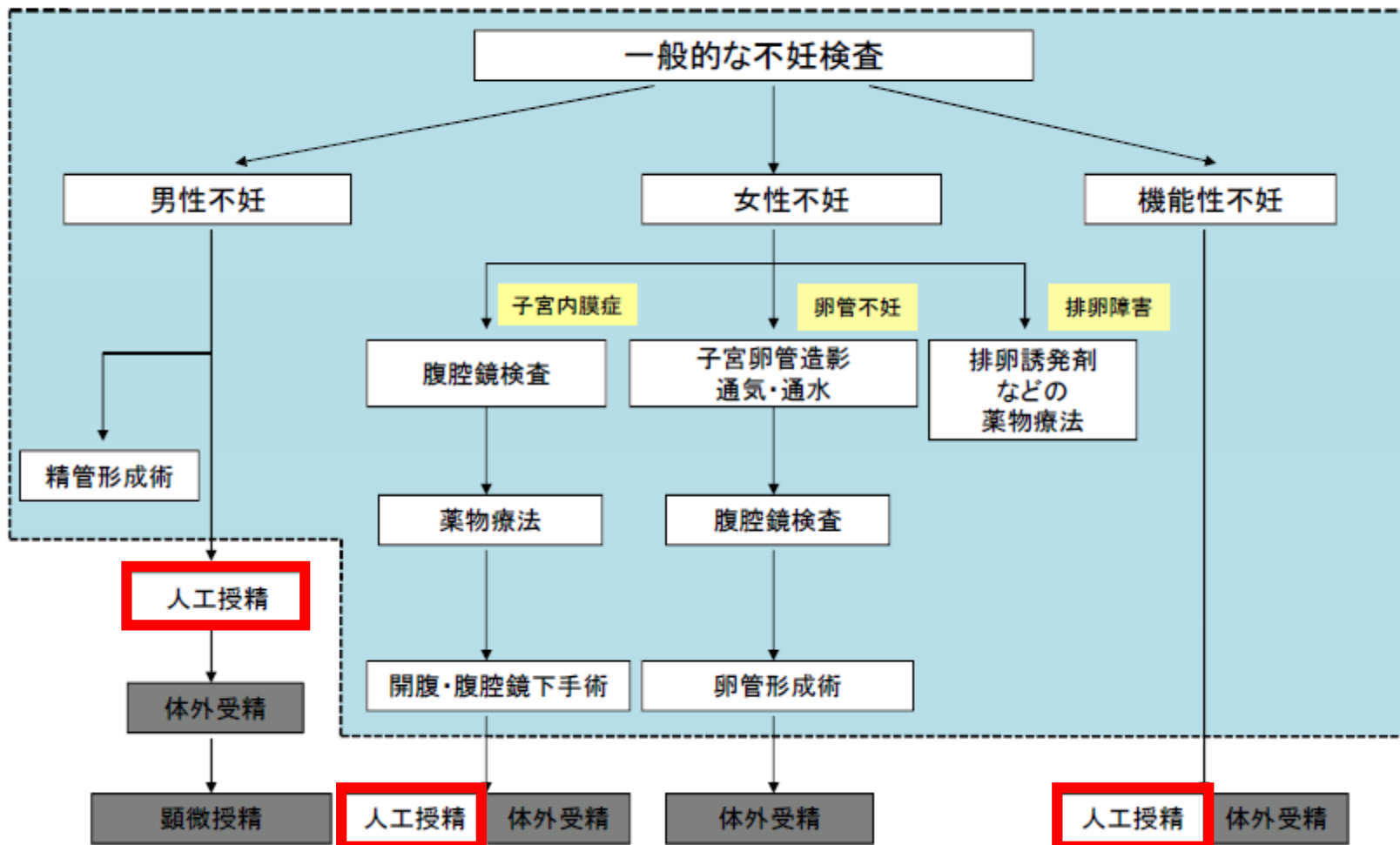
不妊治療の流れ(概略図)



今回の助成対象

特定不妊治療

保険適用となっている領域



(1) 待機児童解消

① 保育士の確保・・・緊急対策【新規】

<取り組みの内容>

- ・年度途中からの入所児童増に対応するため、年度当初から予め保育士の確保を行う施設に対して、人件費を一定助成することを通じ、年度途中における待機児童の解消を図りながら、保育サービスの充実に繋げていくものです。

② 保育所等入所の受け皿の確保・・・施設整備【拡充】

<取り組みの内容>

- ・既存施設の改築を行う保育所等に対して補助するものです。
御船保育園：施設の老朽化に伴う改築（定員増）



③ 保育所等入所の受け皿の確保(国制度への対応)・・・一時預かり【拡充】

<取り組みの内容>

- ・保育を必要とする2歳児（満2歳児を含む）の受入れを行う幼稚園に対して補助するものです。

【 子ども・子育てに関する支援 】

(2) 処遇改善

① 保育士等の処遇改善

<取り組みの内容>

- ・すべての職員を対象とした処遇改善（平成29年度からの継続分）
 - ・職員の技能・経験に応じた処遇改善（平成29年度からの継続分）
- ※病児保育事業及び産休病休代替職員経費についても、処遇改善にかかる取り組みを行います。

② 児童の処遇改善

<取り組みの内容>

- ・乳児呼吸センサー等の導入による事故防止対策の推進（新規）
- ・既存施設の改築 楠栖保育所：施設の老朽化に伴う改築（拡充）

(3) 幼児教育の段階的無償化

① 保育料の軽減(国制度への対応)

<取り組みの内容>

- ・低所得世帯の保育料の軽減（1号認定子ども）

平成30年度 佐世保市利用者負担金（保育料軽減対象） 《案》

[教育認定（1号認定）関係]

・ C階層（推定年収330万円から360万円の世帯）の月額保育料

第1子 「11,800円」 ⇒ 「10,100円」

第2子 「5,900円」 ⇒ 「5,050円」

階層	階層区分	階層区分	教育認定 (1号認定)		保育認定(2・3号認定)				
			国基準額	佐世保市	満3歳以上		満3歳未満		
					(平成30年3月31日時点の年齢)				
				国基準額	佐世保市	国基準額	佐世保市		
1	A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	
2	B2	Bまたは B1のうち母子世帯等	0	0	0	0	0	0	
3	B1	Bのうち 均等割非課税世帯	3,000	3,000	6,000	5,400	9,000	8,200	
4	B	所得割非課税世帯	3,000	3,000	16,500	9,600	19,500	12,400	
5	C2	Cまたは C1のうち母子世帯等	3,000	3,000	6,000	6,000	9,000	8,300	
6	C1	市民税 所得割 課税額	48,599円以下	10,100	8,800	16,500	14,800	19,500	17,600
7	C		77,100円以下	10,100	10,100	27,000	19,600	30,000	22,200
8	D1		96,999円以下	20,500	14,600	27,000	24,400	30,000	27,000
9	D2		168,999円以下	20,500	18,200	41,500	30,200	44,500	33,600
10	D3		211,200円以下	20,500	20,500	58,000	36,800	61,000	40,000
11	D4		300,999円以下	25,700	22,600	58,000	37,800	61,000	44,000
12	D5		396,999円以下	25,700	23,200	77,000	38,800	80,000	48,000
13	D6	397,000円以上	25,700	24,000	101,000	40,000	104,000	62,400	

【 子ども・子育てに関する支援 】

(4) 市民サービスの向上

① 子育てワンストップサービスの導入

<取り組みの内容>

- ・国が運営するオンラインサービス「マイナポータル」上のサービスの1つ。
- ・マイナンバーカードを利用して、子育てに関する手続きのオンライン化・ワンストップ化の実現を目指すものです。
- ・提供機能：サービス検索機能、電子申請機能、お知らせ機能
- ・対象制度：児童手当、保育所、ひとり親、母子保健

[参考：これまでの取組状況と今後の計画]

- ・平成29年 7月～ サービス検索機能の運用開始
- ・平成30年 4月～ 電子申請機能の構築
- ・平成30年10月～ 電子申請機能の運用開始
(児童手当：認定請求、額改定請求、住所・氏名変更等の届出等)
- ・平成31年 4月～ 対象手続きの拡充（保育：支給認定申請（1号のみ））
- ・平成31年10月～ 対象手続きの拡充（児童手当：現況届）

※別紙「対象手続及びサービス提供の開始時期（計画）」参照



子育てワンストップサービス対象手続及びサービス提供の開始時期（計画）

← 本市における実施計画 →					
制度	対象手続(国が定めるもの)	手続き件数 (年間)	H30	H31	備考
児童手当	ア)児童手当の受給資格及び児童手当の額についての認定の請求	1,600件	○	○	H30.10～
	イ)児童手当の額の改定の請求及び届出	1,000件	○	○	H30.10～
	ウ)氏名変更/住所変更等の届出	300件	○	○	H30.10～
	エ)受給事由消滅の届出	900件	○	○	H30.10～
	オ)未支払の児童手当の請求	—	○	○	H30.10～
	カ)児童手当に係る寄附の申し出	—			—
	キ)受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出	—			—
保育所	ク)児童手当の現況届	16,000件		○	H31.6～
	ケ)支給認定申請書	4,000件		○	H31.4～ 1号認定のみ(1,000件)
	コ)保育施設等利用申込書	4,000件			検討中
	サ)認可保育所の現況届	8,000件			検討中
ひとり親	シ)児童扶養手当の現況届の事前送信	2,900件			実施しない
	ス)面談の予約	2,900件			実施しない
母子保健	セ)妊娠の届出	2,100件			実施しない
	ソ)事前アンケート	2,100件			実施しない

※児童手当の各手続については、日本年金機構との情報連携が可能になっていることがサービス提供の前提条件である。
(国の計画では、平成30年3月以降から可能)

【 地域社会全体での子ども・子育て支援 】

① 子ども・子育て支援モデル都市化プロジェクト推進（新規・拡充）

平成28年度から地方創生プロジェクトの一つとして事業開始しており、ワールドカフェ開催による市民協働での情報共有や意見交換、「子育てアイデア実現化奨励金」による市民等の子育て支援実現化などにより、市民に対する子育て支援の広がりが見えてきたところです。

平成30年度からは、地域全体で子育て世代を支えるための環境づくりや仕事と子育てが両立できる環境の充実に努めるため、企業が主体となる子育て支援及び包括的サポートの方策としての情報発信に係る事業を行うなど、「子ども・子育て支援モデル都市」の実現化に向けた取り組みを推進します。

<取り組みの内容>

● 子育てアイデア実現化奨励金を企業へ拡大等（拡充）

- ・平成28年度から実施している市民等を対象とした「子育てアイデア実現化奨励金」を市内企業へ拡大します。
- ・子育て活動の応援に係る「子ども未来部」ロゴマークの公募、広報への活用

ロゴマーク イメージ



● 市役所が率先してイクボスの取り組みを推進（新規）

- ・市役所自らが子育てしやすい環境づくりのために「イクボス研修」「イクボス宣言」を率先して行います。

※イクボスとは、職場で共に働く職員のワークライフバランス（仕事と生活の両立）を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司のことです。

● 市民目線による子ども・子育て支援情報発信の新たな展開（新規）

- ・官民連携の取り組みで互いの長所を活用しながら、現地取材等によるニーズに即した市民目線での子育てに関する便利な情報発信を行います。『キラッと子育て通信』(WEBサイト・かわら版)の構築・運営など

【次期未来プラン策定】

① させぼっ子未来プラン策定（新規）

平成32年度を始期とする次期「させぼっ子未来プラン（仮称）」の策定を、2か年に渡り行うものです。

<取り組みの内容>

● 各種実態調査等（平成30年度）

- ・教育・保育の量の見込み、確保方策の検討
- ・地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策の検討
- ・子どもの生活の実態調査（子どもの貧困関係）、調査結果の分析、方向性の検討
- ・他調査の情報収集（県ひとり親家庭アンケート調査、教育委員会、保健福祉部等）

● 次期計画の策定（平成31年度）

- ・次期「させぼっ子未来プラン」の策定
- ・プランの公表、冊子の作成及び配布等による広報や周知

現行の「新させぼっ子未来プラン」

